

京都市上下水道局からのご案内

地下水等をお使いではありませんか？



上下水道局マスコットキャラクター
ホタルの澄都（すみと）くん

- 下水道事業は皆さまからいただく下水道使用料により支えられています ●
- 井戸水や湧き水など、水道水以外の水を使用して公共下水道に排出する場合は、事前協議のうえ、**「その他汚水排除届」**を提出していただき、排出量に応じた下水道使用料をご負担いただきます。

以下に該当する場合は速やかに以下の窓口までお問い合わせください。

【届出が必要となる例】

- ・井戸水（手動式の井戸を除く） ・温泉水 ・雨水の再利用水 ・河川の水 ・山の湧き水
- ・マンションやビルなどの建設工事による湧水
- ・マンションやビルなどの建設後における地下構造物からの湧水 など

- ※ ポンプや配管等の設備を変更される場合や、ご使用をやめられる場合も同様に届出が必要です。
- ※ 令和7年4月以降に計測機器を設置する場合は、全てお客さまのご負担で実施していただきます。

また、



ホタルのひかりちゃん

水道水と地下水等を混合して利用する場合は、**「地下水等利用専用水道」**を対象とした水道施設維持負担金制度の届出が必要となります。

水道施設維持負担金
制度の詳細はこちら



▶ お問い合わせ先

京都市上下水道局総務部お客さまサービス推進室

料金担当 （ ☎ 672-7733 ）